

# 相・続・通・信 第34号



相続手続支援センター® 平成 28 年 5 月

HP も是非ご覧ください!

相続 長野

検索



↑ 「相続」「長野」で検索



長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上 13-6

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

( 今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)



## みんなが幸せになる贈与の上手な活用法 「贈与は自分の思いを伝える 最高のプレゼント」セミナー

今年の春はとても早かったですね。桜も、4月の前半には開花をし、中旬には満開となりました。そしてあっという間に散ってしまいました。そのせいか、春を十分に満喫できずに、5月を迎えてしまっているように感じます。5月から6月にかけてといえば、ミズバショウでしょうか、花菖蒲でしょうか。藤の花も美しいですね。その季節にあった花を、自然を楽しみたいものです。

さて、相続手続支援センターでは、7月1日に松本市キッセイ文化ホール、7月6日に長野市ホクト文化ホールにてセミナーを開催いたします。今回のテーマは「贈与」。贈与というと「贈与税」を心配され、躊躇される方も多いようです。しかしながら、賢く贈与を行うことで、贈与税額を抑えることができます。回避することができる場合もございます。更には相続税対策にもつながる贈与もございます。ぜひこの機会をお見逃しなく。

今回は第一部に税理士法人成迫会計事務所職員を招き、贈与税の仕組みや特例などについて詳しくお話しをしていただきます。第二部では、その特例を用いて賢く贈与を行った例を弊センター職員がご紹介いたします。セミナー参加費用は無料ですが、予約制となっております。定員になり次第、締め切らせて頂きますので、参加希望の方は、下記の電話番号までお早めにご連絡ください。多くの方のご参加を心よりお待ちしております!

### 長野会場

日時

平成 28 年 7 月 6 日 (水)

14:00~16:00 (開場 13:30)

場所 ホクト文化ホール 第4会議室

定員 30名

持ち物 筆記用具

講師 第一部: 依田 康佑(成迫会計事務所職員)

第二部: 清水 あゆ子(当センター相談員)

相続手続支援センター®長野駅前店

☎ TEL : 0120-49-1322

### 松本会場

日時

平成 28 年 7 月 1 日 (金)

14:00~16:00 (開場 13:30)

場所 キッセイ文化ホール 第3会議室

定員 20名

持ち物 筆記用具

講師 第一部: 依田 康佑(成迫会計事務所職員)

第二部: 清水 あゆ子(当センター相談員)

相続手続支援センター®松本駅前店

☎ TEL : 0120-97-3713

お申込は、ご参加希望の店舗へお願い致します。 申込受付時間 : (月~金) 9:00~17:30まで

# 相続豆知識

## 相続した財産を寄附したい

相続によって取得した財産を寄附したいとお考えの方もいらっしゃるかと思います。寄附をした財産は、次の要件を満たすことで相続税の対象としない特例があります。特例を受けるための要件は下記のとおりです。

相続や遺贈によって取得した財産であること  
相続税の申告期限までに寄附をすること  
(死亡したことを知った日の翌日から10カ月以内)  
寄附をした先が国や地方公共団体、特定の公益を目的とする事業をおこなう特定の法人であること(日本赤十字社、社会福祉法人等)

特例を受けるには、寄附をした先の団体から発行される領収書や証明書などが必要となります。東日本大震災や熊本地震など、義援の受付専用口座がある場合には、郵便振替で支払った際の半券(受領証)や、銀行振り込みで支払った場合の振込票の控えなども寄附をしたことを証する書類に該当します。

ここで注意しなければならないことは、寄附をする財産が金銭以外の場合です。取得した財産が不動産や有価証券であれば取得した形のまま寄附をする必要があります。これらの財産を売却した後、売却代金を寄附すると相続税の特例は受けられません。

しかしこのような場合であっても、寄附をした方に、その年所得税の納税がある場合は、寄附金控除(所得控除)または寄附金特別控除(税額控除)を取ることができます。

義援金等の寄附である場合、その義援金が「特定寄附金」に該当する場合は、寄附金控除の対象となります。認定NPO法人等又は一定の要件を満たす公益法人・公益財団法人に対する寄附である場合には、寄附金特別控除の適用を受けられます。、どちらも使える場合はいずれか有利な方を選択することができます。



この度の地震により熊本県内各地で多大な被害が発生したことを受け寄附をする際には、このような控除があることを忘れずに。申告の際、ご利用をいただきたいと思います。

長野駅前店、松本駅前店では、下記の日程で相続の『休日個別無料相談会』を開催いたします。遺言書の作成、相続発生後のお手続きについてどのようにしたらいいのかお困りの方。また相続税について何か不安がある方など是非ご利用ください。平日お仕事等でなかなかご相談のお時間のない方、この機会をお見逃しなく！

長野駅前店：平成28年6月11日(土)

松本駅前店：平成28年7月2日(土)、7月30日(土)

時間：9:00～17:30のうち1時間程度(ご希望の時間をお知らせください)

場所：相続手続支援センター長野駅前店 相続手続支援センター松本駅前店

訪問でのご相談も承ります。ご予約の際、お知らせください。

なお、ご相談は**完全予約制**となっております。お電話にてご希望の店舗へお申込み下さい。

